

議案第 89 号

川崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例

川崎市職員退職年金条例（昭和 29 年川崎市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴い、給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫等に担保に供することができないこととするため、この条例を制定するものである。